

宇部市戸籍・戸籍附票システム更改等業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、宇部市（以下「市」という。）で現在使用している戸籍・戸籍附票システムが令和6年11月末をもってサーバの保守期間満了を迎えるため、機器更改等の対応を行うものである。

「戸籍」及び「戸籍附票」事務は国の定める標準化対象事務であり、機器更改等にあたっては、今後の標準準拠システムへのシフト及びガバメントクラウドへのリフトを考慮する必要があることから、システムの安定稼働、戸籍事務の正確性の担保及び市民サービスの向上を図るため、公募型プロポーザルにより最適な事業者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

宇部市戸籍・戸籍附票システム更改等業務委託

(2) 業務内容

宇部市戸籍・戸籍附票システム更改等業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年11月30日まで

(4) 履行場所

市の指定する場所

(5) 提案上限額

79,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

※提案上限額の対象は、本要領第8項（1）ウの見積書に記載の金額に消費税及び地方消費税を加えたものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 令和4・5年度宇部市物品・製造等に係る競争入札（見積）参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立をした者でないこと。
- (4) 国、地方公共団体等からの指名停止期間中でないこと。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 並びに ISO/IEC27017 の認証及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与を受けていること。

と。

- (6) 市と本籍人口数が同規模以上の地方公共団体において、戸籍・戸籍附票システムの導入実績を有すること。
- (7) 令和6年11月末までに、戸籍・戸籍附票システムの提供を確実に達成できる事業者であること。
- (8) 令和8年3月末までに、ガバメントクラウドまたは性能面や経済合理性等を比較衡量してガバメントクラウドと同等と判断するクラウド環境その他の環境による方式の「戸籍」及び「戸籍附票」の標準準拠システムの提供が可能な事業者であること。
- (9) 市が導入中の「G p r i m e コンビニ交付システム（日本電気株式会社）」での戸籍・戸籍附票システムの導入実績を有する若しくは導入可能な事業者であること、又は別途コンビニ交付システムの提供ができる事業者であること。

4 実施スケジュール

| 項目 | 日程 | 備考 |
|--------------------|-------------------------|----------------|
| 公募開始 | 令和5年 9月 8日（金） | 市公式ウェブサイトに掲載 |
| 質問の受付期限 | 令和5年 9月15日（金） 午後5時まで | 電子メールで受付 |
| 質問に対する回答 | 令和5年 9月27日（水） | 市公式ウェブサイトに掲載 |
| 参加表明届提出期限 | 令和5年10月 4日（水） 午後5時まで | 持参又は郵送（必着） |
| 参加資格審査結果通知 | 令和5年10月16日（月） | 電子メール及び文書により通知 |
| 企画提案書提出期限 | 令和5年10月27日（金） 午後5時まで | 持参又は郵送（必着） |
| 提案に係る プレゼンテーション | 令和5年11月14日（火） | |
| 審査結果の通知 | 令和5年11月下旬 | 文書により通知 |
| 契約協議及び契約締結 | 令和5年12月 | |

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、次のとおりとする。

(1) 質問の受付

ア 受付期限

令和5年9月15日（金） 午後5時まで

イ 質問方法

質問書（様式1）により、本要領第13項の事務局に電子メールにて提出すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

(2) 質問の回答

ア 回答期日

令和5年9月27日（水）

イ 回答方法

市公式ウェブサイトに掲載することとし、個別の回答は行わない。

6 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に定めるところにより参加表明に係る書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明届（様式2）

イ 誓約書（様式3）

ウ 会社概要（様式4）

エ 情報マネジメントシステム（ISO/IEC27001、ISO/IEC27017）の認証及びプライバシーマークの付与を確認できる書類

オ 実績確認書（様式5）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和5年 10月4日（水） 午後5時まで

(4) 提出方法

本要領第13項の事務局に持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は提出期限までに必着とし、持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は午後5時まで）に限り受け付ける。

7 参加資格審査と結果の通知

参加表明に係る書類により参加資格審査を行い、令和5年10月16日（月）に電子メールにて審査結果を通知するとともに、文書を発送する。

8 提案書類の提出

7の審査により参加資格要件を満たすと認められた参加者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案に係る書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）

イ 機能要件回答書（様式6）

ウ 見積書（様式7）

金額は、「エ 見積積算内訳書（様式8の1）」の「【A】初期費用（標準化対応前のシステム改修・更改）」の小計（A）欄の金額を記載すること。

- エ 見積積算内訳書（様式 8 の 1、様式 8 の 2）
- (2) 提出期限
令和 5 年 1 0 月 2 7 日（金） 午後 5 時まで
- (3) 提出部数
正本 1 部、副本 9 部
- (4) 提出方法
本要領第 13 項の事務局に持参又は郵送により提出すること。
郵送の場合は提出期限までに必着とし、持参の場合は、平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（最終日は午後 5 時まで）に限り受け付ける。

9 企画提案書の作成要領

- (1) 記載方法等
 - ア A 4 規格（必要に応じ A 3 版の使用も可）で表紙・目次等を含めて 5 0 ページ以内とし、ページ番号を付すこと。
 - イ 使用する文字の大きさは 1 0 . 5 ポイント以上とすること。ただし、見出しや図表等についてはこの限りでない。
 - ウ 審査の公平を期すため、社名は記載しないこと。
- (2) 記載内容
 - 次の事項について記載すること。
 - ア 会社概要
プライバシーマークの取得・更新状況、ISO/IEC27001、ISO/IEC27017、ISO14001、ISO9001 の認証取得・更新状況、健康経営優良法人、従業員の子育て支援や健康増進に関する認定の取得状況を含めて記載すること。
 - イ 導入実績
提案システムの導入・稼働実績について、市と本籍人口数が同規模以上の地方公共団体における実績件数及び導入時期を含めて記載すること。
 - ウ 業務実施体制
本業務に携わる者の戸籍システムの構築実績や関係省庁（法務省、総務省、厚労省等）との連絡・調整体制等を含めて記載すること。また、全国の地方公共団体における標準化のピークを踏まえ、本業務に社内リソースを確実に配分可能であることを提示すること。
 - エ 業務実施スケジュール
令和 8 年 3 月末までのスケジュールを記載することとし、ガバメントクラウド等への移行予定時期及び標準準拠システム移行予定時期を明記すること。また、市側が負担する業務がある場合は明示すること。
 - オ データ移行
システム更改、標準準拠システム導入及びガバメントクラウド等への移行に必要なすべてのデータ移行について、データ移行方法（正確性担保、職員負担軽減、セキュリティ

ティ対策等)を記載すること。また、他社戸籍システムからのデータ移行実績について、市と本籍人口数が同規模以上の地方公共団体における実績件数及びデータ移行の範囲を含めて記載すること。

カ 提案コンセプト及び提案システムの特徴

提案システムにおける基本的な考え方、提案システムの特徴(操作性等)及びシステムセキュリティ対策を含めて記載すること。市の基幹系システムとのシステム連携における留意点とその対応策についても記載すること。また、クラウド方式システムの想定稼働環境(設置環境、システム構成、ネットワーク環境、セキュリティ対策等)及びコンビニ交付システムの概要(戸籍システム更改時及び標準化時)等を記載すること。

キ サポート体制

システム稼働後のサポート体制(障害対応、操作案内、戸籍事務や法改正に関する問合せ対応等)について記載すること。

ク 将来性

読み仮名法制化等の法改正、自治体情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドへのリフト等への対応を含めて記載すること。

ケ その他

本業務にて更改等を行ったシステムが、機器やOSの陳腐化等に伴い将来的に再構築等が必要になった際のデータ移行に関する対応や費用について記載すること。

10 企画提案審査

企画提案審査は、宇部市戸籍・戸籍附票システム更改等業務委託プロポーザル選定委員会において、提案者から提出された提案書類及びプレゼンテーションにより、別に定める選定基準に従って審査を行う。

(1) 提案に係るプレゼンテーション

ア 期日 令和5年11月14日(火)

イ 持ち時間 1者あたり40分程度(説明20分、質疑応答20分)

※時間及び場所等の詳細については、提案者に通知する。

※出席者は5名以内とすること。

(2) 審査結果の通知

令和5年11月下旬を目途に、提案者に対して文書により通知する。

11 受託候補者の選定及び契約締結

(1) 前項の審査の結果、最も優れている提案者を受託候補者と定め、事業内容の詳細について改めて協議し、予定価格の範囲内で契約金額を決定し締結する。受託候補者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の提案者と契約交渉を行う。

(2) 最低基準点は選定基準の満点(250点)の6割(150点)とする。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者とししない。

12 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 市が提供する資料は、提案の検討以外の目的で使用してはならない。また、参加者は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (3) 参加者が提出した書類は、返却しない。
- (4) 参加者は、提出した書類の全部又は一部を変更することはできない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において、市が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 書類提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡するとともに、辞退届（様式9）を提出すること。
- (6) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

13 事務局（問合せ先及び提出先）

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市市民環境部 市民課

電話：0836-34-8240

電子メール：simin@city.ube.yamaguchi.jp